

立川市議会政治倫理審査会委員市民公募要綱

平成16年 7月10日 公布

平成24年 6月25日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、立川市議会議員政治倫理条例第6条第2項第2号に規定する委員を公募することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(募集方法)

第2条 委員の募集は、市の広報その他により、期限を設けて行うものとする。

(応募資格)

第3条 委員に応募することができる者は、原則として、募集期間の末日において次の各号に掲げる要件を有していること。ただし、市の常勤の職員及び議会議員は、応募することができない。

- (1) 20歳以上であること。
- (2) 市内に引き続き3月以上住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (3) その他特に必要と認められる事項

(応募手続)

第4条 委員に応募しようとする者には、募集期間内に、封書、はがき、ファクシミリその他により、次の各号に掲げる事項を記載させ、提出させるものとする。ただし、第4号及び第5号に掲げる事項については省略することができる。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 年齢
- (4) 性別
- (5) 職業
- (6) 議長が指定した課題に対する意見、要望等（1,200字以内において別に定めた字数）
- (7) その他特に必要と認めた事項

(選考委員会)

第5条 委員の選考に当たっては、公平な選考と責任の明確化を図るため、原則として、選考委員会を設置するものとする。

2 選考委員会は3人以上の委員で構成するものとする。

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選等によって定める。

(選考基準)

第6条 委員の選考は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 職業、地域、団体及び年齢による偏重を避けるよう努めること。
- (2) 過去3年間程度において、公募による市の審議会等の委員に選任されている者については、できるだけ選任を避けるよう努めること。
- (3) 市政に関する理解及び関心を有すると認められること。
- (4) 第4条第6号に掲げる意見、要望等（以下「意見、要望等」という。）の採点結果
- (5) 審議会・懇談会等の設置運営について（平成12年2月市長決定）及び審議会等への女性委員の登用促進について（平成12年3月市長決定）に示されている市の方針

(採点基準等)

第7条 意見、要望等の採点基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 課題に対する理解度
- (2) 文章のわかりやすさ
- (3) 立場の中立性・公平性
- (4) 市政に対する熱意
- (5) 内容の充実度・提案力の有無
- (6) その他必要と思われること。

2 採点は、前項各号に掲げる事項についてそれぞれ5段階評価し、その合計による順位付けを行うものとする。

3 採点は、公平性及び客観性の観点から、氏名等の個人情報を伏せて行うものとする。

(通知)

第8条 選考結果については、応募した者全員に速やかに通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月10日から施行する。

附 則（平成24年6月25日議会要綱第1号）

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、同年7月9日から施行する。